

## 日常生活用具貸与事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、在宅において寝たきりの状態にあるもの及び身体障害者に対し、日常生活用具を貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人角田市社会福祉協議会とする。

### (利用対象者)

第3条 本事業の利用対象者は、角田市内に居住し、在宅において寝たきりの状態又はそれに準ずるもの及び身体障害者とする。

### (用具の種類)

第4条 貸与する日常生活用具は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とする。

### (貸与申請受付窓口)

第5条 日常生活用具の貸与を受けようとする者は、日常生活用具貸与申請書(様式第1号)を角田市社会福祉協議会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請書を受理したときはその内容を審査し、貸与を決定したときは、書面または電話等にて通知しなければならないものとする。

3 会長は、申請内容を審査するに当たり、民生委員等に意見を求めることができるものとする。

### (費用の負担)

第6条 日常生活用具を貸与した場合の費用(以下、「運営協力費」という。)の負担は、別表2の通りとする。ただし、被保護世帯の者及びこれに準ずる世帯の者は運営協力費の負担を免除する。なお、借受者の責に帰すべき事由による貸与期間中の破損、及び盗難等の場合には、借受者において実費弁償するものとする。

### (貸与期間)

第7条 日常生活用具の貸与期間は別表1のとおりとする。ただし、継続を希望する場合には貸与期限後10日以内に継続使用の申請をすることにより、貸与期間を更新できるものとする。なお、運営協力費は継続申請の都度納入するものとする。

(貸与物品の授受及び返還)

第8条 貸与決定を受けた申請者は、角田市社会福祉協議会事務局にて受領し、自ら運搬する。なお、返還の際もきれいに清拭し、自ら運搬するものとする。

(目的外使用禁止)

第9条 借受人は、貸与された日常生活用具を適正に維持管理するものとし、当該日常生活用具を他の目的に使用してはならない。目的外に使用したときは、返却してもらう場合がある。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成8年5月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

別 表 1 (第4条・第7条関係)

貸与物品		対 象 者	貸与期間
特殊寝台	長 期	角田市内に居住するねたきり又はそれに準ずるもの及び身体障害者。	当該年度内
	短 期	〃	1ヶ月間
車椅子	長 期	〃	当該年度内
	短 期	〃	1ヶ月間

貸与期間については、必要に応じて延長することができる。

別 表 2 (第6条関係)

貸与物品	使 用 料
特 殊 寝 台	※貸与決定時に運営協力費3,000円を納入。 (電動利用の場合は、1,000円増) ※マットレスについては衛生品なので貸与物品には含めない。 (必要な方は各自購入) ※短期の場合の運営協力費は、500円を納入。
車 椅 子	※貸与決定時に運営協力費3,000円を納入。 ※短期の場合の運営協力費は、500円を納入。

\* 1ヵ月未満の貸与期間は、1ヵ月として計算する。

日常生活用具貸与申請書

社会福祉法人角田市社会福祉協議会長 殿

次により日常生活用具を貸与されるよう申請いたします。

受付年月日	令和 年 月 日	登録番号	
申請者	住所		
	ふりがな 氏名	印	利用者との 続柄
	電話番号	— —	
利用者本人	住所		
	ふりがな 氏名	(男・女)	
	生年月日	明大昭平令 年 月 日生(歳)	
	電話番号	— —	
要介護認定	1. した 2. しない (した方のみ下記に丸をつける)		
申請手続	1. 自立 2. 要支援1 3. 要支援2 4. 要介護1 5. 要介護2 6. 要介護3 7. 要介護4 8. 要介護5		
被保護世帯 の有無	有 ・ 無		
貸与希望 用具 ○をつける	1. 特殊寝台 ( ) 2. 車椅子 ( )		
貸与を希望 する理由	..... ..... ..... .....		
貸与を希望 する期間 (短期のみ)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		